地方消費税の清算基準の見直し提言のポイント①(全国知事会提案)

「平成29年度税財政等に関する提案」(平成28年10月 全国知事会)(抜粋)

○「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

(中略)

平成27年度からは、これまでの「サービス業基本調査」に替えて「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」が消費指標に用いられることとされ、サービスに係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、主にサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める等の見直しが行われたところである。

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計 や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、 消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向 で見直すこと。

地方消費税の清算基準の見直し提言のポイント②(奈良県提言)

〇足元の経済活動の実態の反映

≫平成19年商業統計から平成26年商業統計への置換に伴い、生ずる<u>サービス分のシェア上昇</u>について、従業者基準の引下げ、人口基準の引上げを行うこと。

○商業統計で「正確に都道府県別の最終消費を把握できないもの」の取扱い

- <u>承値・カタログ販売、インターネット販売</u>について、商業統計からの除外が検討されているが、これだけでは見直しとしては不十分であり、更に居住地で消費されていることが明らかな<u>家電・家具・寝具等についても除外し</u>、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げること。
 - ※除外は行っても統計基準のウェイトや人口基準の比率の変更を行わないことは、本県の配分額が殊更に減少することになり、問題。

○経済センサス活動調査で「正確に都道府県別の最終消費を把握できないもの」の取扱い

- →平成27年度税制改正で除外された「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」について、その分人口基準の比率を引き上げること。
 - ※H27税制改正で清算基準に用いる経済センサスからは除外されたが、その分の人口基準の比率引上げはなされなかった。
- ▶「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」を除外し、</u>その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げること。
- <u>下医療・福祉の非課税取引</u>について、<u>除外することにより</u>統計基準のウェイトを引き下げ、その分<u>人口基準の比率を引き</u> 上げること。

【現行】

統計基準	小売年間販売額 (H19 商業統計) サービス業対個人事業収入額 (H24 経済センサス活動調査)	75%
人口基準		15%
従業者基準		10%



統計基準	小売年間販売額 (H26 商業統計) サービス業対個人事業収入額 (H24 経済センサス活動調査)	60%
人口基準		35%
従業者基準		5%

〇統計の反映方法の更なる見直し

▶商業統計の小売年間販売額のうち店舗販売の2分の1(上記見直し分を除く)について、昼夜間人口割合で割ることにより補正すること。